

台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則（平成 22 年 4 月 16 日付け 22 消安第 311 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
台湾産<u>ヒロセレウス属植物</u>の生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 55 の台湾産ヒロセレウス属植物（ヒロセレウス・ウンダーツス、<u>ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る。</u>）の生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成 22 年 4 月 16 日農林水産省告示第 621 号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 2 こん包及びこん包場所 （1）（略） （2）こん包場所 告示 6 の（2）のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア （略） イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。 ウ （略） 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 （1）（略） （2）（1）の調査は、原則として台湾植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 4 消毒の実施及び検査の確認 （1）消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則として台湾植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア <u>生果実のうち、ヒロセレウス・ウンダーツスのものである場合には、次</u>	台湾産<u>ヒロセレウス・ウンダーツス</u>の生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 55 の台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る植物検疫の実施については、平成 22 年 4 月 16 日農林水産省告示第 621 号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 2 こん包及びこん包場所 （1）（略） （2）こん包場所 告示 6 の（2）のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア （略） イ 消毒済み<u>ヒロセレウス・ウンダーツス</u>の生果実の専用のこん包場所であること。 ウ （略） 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 （1）（略） （2）（1）の調査は、原則として台湾植物防疫機関が行う日本向け<u>ヒロセレウス・ウンダーツス</u>の生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 4 消毒の実施及び検査の確認 （1）消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示 5 の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則として台湾植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア <u>蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏</u>

に掲げる事項を確認すること。

(ア) 蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で 30 分間保持されたこと。

(イ) (ア) を確認した後、生果実が常温で通気により冷却されたこと。

(ウ) 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったこと。

イ アの生果実以外の生果実である場合には、次に掲げる事項を確認すること。

(ア) 蒸熱処理施設において、庫内温度を摂氏 48.0 度以上とし、飽和蒸気により、136 分間消毒された後、引き続き、庫内温度を摂氏 48.0 度以上とし、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で 30 分間保持されたこと。

(イ) (ア) を確認した後、生果実が常温で通気により冷却されたこと。

(ウ) 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったこと。

(削る)

(2) 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示 5 の検査の確認について、次に定めるところにより、原則として、台湾植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア 生果実のこん包数の 5 パーセント以上について検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことを確認すること。

イ・ウ (略)

6 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 6 の (3) の封印がなされていない場合、告示 7 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)・(4) (略)

46.5 度に達した後、その温度以上で 30 分間保持されたことを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

イ アを確認した後、生果実が常温で通気により冷却されたことを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

ウ 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示 5 の検査の確認について、次に定めるところにより、原則として、台湾植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実のこん包数の 5 パーセント以上について検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことを確認すること。

イ・ウ (略)

6 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入されたヒロセレウス・ウンダーツスの生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 6 の (3) の封印がなされていない場合、告示 7 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)・(4) (略)

附 則

この通知は、令和6年6月5日から施行する。